患者様・ご家族様

勤医協札幌北区ぽぷらクリニックでは、次の通り保健医療機関として医療法及び保険医療養担当規則に基づき届け出を北海道厚生局長にしており、承認されています。

1. 当院は、以下のものを厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨の届け出を北海道厚生局長に行っています。

がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）第 374 号	平成 27 年 6 月 1 日
在宅療養支援診療所 2	（支援診 2）第 716 号	令和 5 年 4 月 1 日
がん治療連携指導料	（がん指）第 203 号	平成 23 年 8 月 1 日
在宅時医学総合管理料	（在医総管）第 79 号	平成 18 年 4 月 1 日
在宅がん医療総合診療料	（在総）第 676 号	平成 19 年 10 月 1 日
検体検査管理加算（Ⅰ）	（検Ⅰ）第 515 号	平成 21 年 3 月 1 日
CT 撮影及び MRI 撮影	（C・M）第 2023 号	平成 25 年 3 月 1 日
外来感染対策向上加算	（外来感染）第 243 号	令和 4 年 6 月 1 日
連携強化加算	（連携強化）第 189 号	令和 4 年 6 月 1 日

※外来感染対策向上加算、連携強化加算は勤医協中央病院と連携し算定しております。

医療 DX 推進体制整備加算	（医療 DX）第 941 号	令和 6 年 6 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（外在べⅠ）第 1025 号	令和 6 年 6 月 1 日
酸素の購入単価（酸単）	第 43507 号	令和 6 年 4 月 1 日

勤医協札幌北区ぽぷらクリニック院長